

記入例

令和8年度国民健康保険料減免申請書

受付印

(例) 主 太郎 年金のみ
妻 花子 収入なし
子 二郎 令和8年3月31日退職
子 三郎 アルバイト収入あり
4人世帯とします。

令和8年6月16日

日付・住所・国民健康保険の世帯主名・電話番号・被保険者番号(上7桁)をご記入をお願いします。

市 荒本北1-1-1

東大阪 太郎

電話番号

(06) 4309-3168

被保険者番号

1234567

下記の理由により別紙書類を添えて、保険料の減免を申請します。

1. 減免事由該当者氏名：東大阪 二郎

(生年月日：昭和XX年5月27日)

支払いを困難とする申請理由(該当する番号と事由に○印をつけてください)

- ① 事業又は業務の不振、休業止、失業等の理由により、所得が著しく減少したため
退職 ○ 事業の休業止 ○ 事業の不振 ○ 給与の減少 ○
・個人年金 又は 企業年金の受給終了
・その他 ()

【減免事由該当年月日：令和8年 3月 31日】

(添付書類：①事実を証明する書類、②所得見込みがわかる書類、③収入状況報告書)

所得が減少される方についてご記入をお願いします。

- (1) 事業又は業務の不振、休業止、失業等の理由により所得が著しく減少する場合は、『1.』に丸をつけてください。
- (2) 所得が著しく減少する理由(退職、事業の休業止、事業の不振、給与の減少、個人年金又は企業年金の受給終了)に丸をつけてください。その他の理由の時は『・その他』に丸をつけ『 () 』内に具体的な理由を記載してください。
- (注意) 長期・短期譲渡所得、一時所得などの非經常所得の減少は、所得減少減免の対象外です。
申請前日までに納付済みの期別保険料がある場合は、納付済みの期別に該当する月までの保険料は減免対象外です。
- (3) 『減免事由該当年月日』欄には、退職・休業業を理由とする場合はその日付、事業の不振・給与の減少等を理由とする場合は、「令和8年5月頃」のように減少し始めた月の記入でも可です。
- (4) 期日までに添付書類の提出がない場合は、減免の判定ができず不承認となりますのでご注意ください。
- * 添付書類が不明な場合は、事前に保険料課(Tel: 06-4309-3168)へお問合せください。
- * 特別な事情がない限り原則申請があった月以降の保険料が減免の対象となります。
⇒退職証明書や給与明細書等が速やかに入手できない場合は、保険料課にご相談ください。
- * 収入状況報告書は所得の有無にかかわらず令和8年1月1日時点で19歳以上(19歳未満であっても昨年中に収入があった場合や申請月以降に何らかの収入が見込まれる方も含む)の国民健康保険の加入者全員について必要です。
⇒収入状況報告書と収入状況報告書(記入例)、適用月チェック票、減免注意点チェック票もダウンロードできますので必ずご確認ください。

府共通基準の減免ですので、特別な事情がない限り原則申請があった月(注)以降の保険料が減免の対象となります。お早めにご相談・申請ください。

(注)・郵便の場合は、必着です。

- 申請前日までに納付済みの期別保険料がある場合は、納付済みの期別に該当する月までの保険料は減免対象外です。
- 申請後、再就職(パート・アルバイト含む)、給与収入や営業所得等に変化があった場合は、再判定の対象となります。

(例) 令和8年3月31日に退職。それ以降、所得が減少し令和8年4月から減免事由に該当する世帯の場合

① 令和8年6月30日(令和8年度第1期納付期限：6月納付分)までに減免申請を行ったとき

⇒令和8年4月から令和9年3月までの1年間分の保険料が減免の対象。

② 令和8年7月31日(令和8年度第2期納付期限：7月納付分)までに減免申請を行ったとき

⇒令和8年7月から令和9年3月までの9ヶ月分の保険料が減免の対象。

③ 令和8年11月2日(令和8年度第5期納付期限：10月納付分)までに減免申請を行ったとき

⇒令和8年10月から令和9年3月までの6ヶ月分の保険料が減免の対象。

以降、同様に申請月によって減免の対象となる保険料が異なります。

(ただし、資格取得日から14日を過ぎて資格取得の届出を行った(加入届の遅延)場合は、この限りではありません。)

記入例 1

収入状況報告書

※収入状況報告書は1人1枚。

⇒世帯での所得減少率で判定するため、令和8年1月1日時点で、19歳以上の同一世帯の被保険者について全員必要です。

なお、19歳未満であっても、令和7年中に収入があった場合や申請月以降に収入が見込まれる場合も必要です。

(例) 主 太郎 年金のみ 妻 花子 収入なし
子 二郎 令和8年3月31日退職 子 三郎 アルバイト収入あり
の4人世帯とします。

被保険者番号

1234567

被保険者氏名

東大阪 太郎

収入状況がなかった場合は、すみやかに修正の届け出を致します。

添付資料

	収入無し	収入有り	
非経常所得 ※	無し	減少・増加・変化なし	申立書・確定申告用資料等
給与 (一般・専従)	無し	減少・増加・変化なし	退職証明書・給与明細書等
		<<退職の場合のみ回答してください>> 退職翌月の収入は、退職以前と同水準ですか。(□はい・□いいえ)	
営業	無し	減少・増加・変化なし	台帳・帳簿等
不動産	無し	減少・増加・変化なし	台帳・入金票等
公的年金	無し	減少・増加・変化なし	年金支払通知書等(老齢・厚生・企業・共済・退職年金、国民年金基金)
	無し		

非経常所得・給与・営業・不動産・公的年金について「無し」「減少」「増加」「変化なし」のいずれかに丸をつけてください。

【申立理由(備考欄)】

※この例の場合空白でも可

非経常所得・給与・営業・不動産・公的年金外にその他雑所得(個人年金等)や総合課税の配当所得等の収入がある場合は、追記してください。

等譲渡所得、上場株式配当所得、一時所得、総合譲渡短期・長期所得、先物取引所得など

前年所得	分離課税 変化(有・無)
総所得金額等	年間
円	円

非失該当所得	事由後3ヶ月の給与収入(専従者給与含む)		
	円	円	円

このスペース(点線 --- より下部)は、職員記入欄ですので、申請時記入不要です。

年金収入	所得の種類	事由後3ヶ月の所得		
		円	円	円
年金所得	※控除は前年と同額※	円	円	円
	合計	円	円	円

非失がある場合の所得								
前年給与所得(調整前)	×0.3	非失後 給与所得	-	調整控除	+	その他の所得	=	判定用前年所得
円		円		円		円		円

記入例 2

収入状況報告書

※収入状況報告書は1人1枚。

⇒世帯での所得減少率で判定するため、令和8年1月1日時点で、19歳以上の同一世帯の被保険者について全員必要です。

なお、19歳未満であっても、令和7年中に収入があった場合や申請月以降に収入が見込まれる場合も必要です。

(例) 主 太郎 年金のみ 妻 花子 収入なし
 子 二郎 令和8年3月31日退職 子 三郎 アルバイト収入あり
 の4人世帯とします。

被保険者番号	1234567
被保険者氏名	東大阪 花子

変化があった場合は、すみやかに修正の届け出を致します。

	収入無し	収入有り	添付資料
非経常所得 ※	無し	減少・増加・変化なし	申立書・確定申告用資料等
給与 (一般・専従)	無し	減少・増加・変化なし <small>《退職の場合のみ回答してください》 退職翌月の収入は、退職以前と同水準ですか。(□はい・□いいえ)</small>	退職証明書・給与明細書等
営業	無し	減少・増加・変化なし	台帳・帳簿等
不動産	無し	減少・増加・変化なし	台帳・入金票等
公的年金	無し	減少・増加・変化なし	年金支払通知書等(老齢・厚生・企業・共済・退職年金、国民年金基金)
	無し	減少・増加・変化なし	

〔申請理由(備考欄)〕

※この例の場合空白でも可

完全に何も収入が「無し」の方であっても、収入状況報告書は必要です。
 ただし添付書類は不要です。

※令和8年度所得(令和7年中の収入)が未申告ならば所得申告が必要です。

※非経常所得とは、土地・株式等の譲渡所得、上場

※これより以下、職員記入欄

前年所得	分離課税 変化(有・無)	
総所得金額等	年間	円
事由後3ヶ月の給与収入(専従者給与を含む)	円	円
営業・不動産・雑・配当・一時・総合譲渡短期・長期所得等	事由後3ヶ月の所得	
所得の種類	円	円
年金収入	円	円
※控除は前年と同額※	円	円
合計	円	円
非失がある場合の所得		
前年給与所得(調整前)	×0.3	判定用前年所得
円	円	円
非失後 給与所得	-	調整控除
円	円	円
	+	その他の所得
		円
	=	
		円

このスペース (点線 --- より下部) は、職員記入欄ですので、申請時記入不要です。

記入例 3

収入状況報告書

※収入状況報告書は1人1枚。

⇒世帯での所得減少率で判定するため、令和8年1月1日時点で、19歳以上の同一世帯の被保険者について全員必要です。

なお、19歳未満であっても、令和7年中に収入があった場合や申請月以降に収入が見込まれる場合も必要です。

(例) 主 太郎 年金のみ 妻 花子 収入なし
子 二郎 令和8年3月31日退職 子 三郎 アルバイト収入あり
の4人世帯とします。

被保険者番号

1234567

被保険者氏名

東大阪 二郎

があった場合は、すみやかに修正の届け出を致します。

添付資料

	収入無し	収入有り	
非経常所得 ※	無し	減少・増加・変化なし	
給与 (一般 専従)	無し	減少・増加・変化なし <small>《退職の場合のみ回答してください》 退職翌月の収入は、退職以前と同水準ですか。(□はい・<input checked="" type="checkbox"/>いいえ)</small>	元々給与収入があったが、退職することでゼロになる場合は前年に比べて減少している事になるので「減少」に丸をつけてください。
営業	無し	減少・増加・変化なし	台帳・帳簿等
不動産	無し	減少・増加・変化なし	等
公的年金	無し	減少・増加・変化なし	年金支払通知書等(老齢・厚生・企業・共済・退職年金、国民年金基金)
	無し	減少・増加・変化なし	

【申請理由(備考欄)】

令和8年3月31日退職、以降給与なし

※非経常所得とは、土地・株式等の譲渡所得、上場株式配当所得、一時所得、総合譲渡短期・長期所得、先物取引所得など

※これより以下、職員記入欄

前年所得	
総所得金額等	円
非失該所得	
年金収入	円
年金所得	円
	※控除は前年と同額※
	円

このスペース
(点線 --- より下部)
は、職員記入欄です
ので、申請時記入不要
です。

《添付資料》

- ・令和8年3月31日付の退職証明書写しを添付してください。
- ・令和8年4月から完全に収入0円ならば、退職証明書写しが添付されている事で4月以降の給与明細書の添付は不要です。

《記入事項》

- ①『退職翌月の収入は、退職以前と同水準ですか。□はい・□いいえ』欄は減免の適用月の判定のために必要ですので、上記質問について必ず回答が必要です。
例) 3月31日退職の場合は、4月支給分の給与が退職前の月と比べ同水準であるか否かを「はい」か「いいえ」のいずれかに をつけることで回答してください。

- ②『申請理由』欄は、減免申請書の「減免事由該当者氏名」欄に記名されている方については必ず記載してください。

この記入例の場合は二郎様の退職により世帯の所得が著しく減少するとのことで、『令和8年3月31日退職、以降所得なし』と記載しています。

(注) 複数の会社で働き給与を受けていた場合は、退職していない会社の給与明細書の写しの添付も必要です。

⇒世帯の減免申請月以降の連続する3か月の給与明細書の写しが必要です。

前年給与所得 (調整前)	×0.3	非失後 給与所得	-	調整控除	+	その他の所得	=	判定用前年所得
円		円		円		円		円

記入例 4

収入状況報告書

※収入状況報告書は1人1枚。

⇒世帯での所得減少率で判定するため、令和8年1月1日時点で、19歳以上の同一世帯の被保険者について全員必要です。

なお、19歳未満であっても、令和7年中に収入があった場合や申請月以降に収入が見込まれる場合も必要です。

(例) 主 太郎 年金のみ 妻 花子 収入なし
子 二郎 令和8年3月31日退職 子 三郎 アルバイト収入あり
の4人世帯とします。

被保険者番号

1234567

被保険者氏名

東大阪 三郎

があった場合は、すみやかに修正の届け出を致します。

	収入無し	収入有り	添付資料
非経常所得 ※	無し	減少・増加・変化なし	申立書・確定申告用資料等
給与 (一般・専従)	無し	減少・増加・変化なし <small>《退職の場合のみ回答してください》 退職翌月の収入は、退職以前と同水準ですか。(□はい・□いいえ)</small>	退職証明書・給与明細書等
営業	無し	減少・増加・変化なし	台帳・帳簿等
不動産	無し	減少・増加・変化なし	台帳・入金票等
公的年金	無し	減少・増加・変化なし	年金支払通知書等(老齢・厚生・企業・共済・退職年金、国民年金基金)
	無し	減少・増加・変化なし	

【申請理由(備考欄)】

※この例の場合空白でも可

※非経常所得とは、土地・株式等の譲渡所得、上場株式配当所得、一時所得、総合譲渡短期・長期所得、先物取引所得など

※これより以下、職員記入欄

前年所得			
総所得金額等	円		
非失該所得	円	円	円
年金収入	円	円	円
年金所得	円	円	円
	合計	円	円

このスペース(点線 --- より下部)は、職員記入欄ですので、申請時記入不要です。

アルバイト収入に「変化なし」の申出の場合でも、変化がないことを証明するために、給与明細書の写しが必要です。
⇒世帯の減免申請月以降の連続する3か月の給与明細書の写しが必要です。
※令和8年度所得(令和7年中の収入)が未申告ならば所得申告が必要です。

非失がある場合の所得								
前年給与所得(調整前)	×0.3	非失後 給与所得	-	調整控除	+	その他の所得	=	判定用前年所得
円		円		円		円		円